

(一社)大阪府建築士事務所協会【登録グループ】へ正・副2部を持参、又は正本1部を郵送してください。
(副本1部は確認用として保管してください。)

郵送先『(一社)大阪府建築士事務所協会【登録グループ】宛 〒540-0011 大阪市中央区農人橋2-1-10 大阪建築会館2階』

※令和6年2月1日よりオンラインによる受付も開始しました。(pdfファイルにて提出いただけます。)

第6号の2書式(建築士法施行規則第20条の3関係)(A4)

記入例

建築士法第23条の6の規定による 設計等の業務に関する報告書

(第一面)

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実に相違ありません。

作成日は和暦で記入してください。

大阪府知事 様

令和 1年 6月 20日

(一級)建築士事務所 大阪府知事登録(イ)第 1234号

事務所名称 株式会社 大阪建築登録設計 一級建築士事務所

所在地 大阪市中央区谷町3-1-17

電話 06-6947-1172 番

建築士事務所の開設者の氏名又は名称

個人事務所の方は、氏名のみ記入して下さい。

開設者の名称 株式会社大阪建築登録設計

氏名 代表取締役 大登 太郎

[記入注意] 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

事業年度及び、始期・終期は、和暦で記入してください。

事業年度 平成30年度分

始期：平成30年4月1日～

終期：平成31年3月31日

内容について理解されている方を記入してください。

担当者連絡先

設計部 第一設計課

氏名 大 閣 秀 郎

電話 06-6947-1172

FAX 06-6947-1173

個人事務所の方は確定申告を基準とした1月1日～12月31日迄です。

※ 事業年度内の実績がない場合についても実績の無い旨を記入し、この報告書の(第一面)～(第五面)すべてを提出してください。

※ 一人事務所の場合は、(第五面)を省略することができます。

(第三面)
所属建築士名簿

氏名 (ふりがな)	一級建築士、 二級建築士 又は木造建 築士の別及 び管理建築 士である場 合にあって は、その旨	登録番号	登録を 受けた 都道府 県名 (二級 建築士 又は木 造建築 士の場合)	建築士法 第22条 の2第1 号から第 3号に定 める講習 のうち直 近のもの を受けた 年月日	構造設計 一級建築 士若しく は設備設 計一級建 築士であ る場合に あっては、 その旨	構造設計一 級建築士証 又は設備設 計一級建築 士証の交付 番号	建築士法 第22条 の2第4 号及び第 5号に定 める講習 のうちそ れぞれ直 近のもの を受けた 年月日
(たいこう ひでお) 太閤 秀郎	(管理建築士) 一級建築士	11111		H26, 6, 10			
(うめだ いちろう) 梅田 一郎	一級建築士	9101		H26, 6, 10	構造一級建築士	123	H26, 8, 20
(きょうばし ももこ) 京橋 桃子	一級建築士	23456		H27, 3, 10			
(みさき なぎさ) 岬 なぎさ	二級建築士	7777	大阪府	H26, 11, 10			
(たにまち じろう) 谷町 次郎	一級建築士	13579		H27, 3, 10	設備一級建築士	456	H27, 2, 10
<p>直近の建築士定期講習修了年月日</p> <p>直近の構造一級・設備一級建築士の定期講習修了年月日(資格取得年月日は含まない)</p>							
<p>※当該事業年度内において設計等の業務に従事していた建築士(管理建築士含む)をすべて記入してください。(派遣・契約社員を問わず建築士の責任において設計等の業務に携わる者)</p> <p>※平成27年6月25日の建築士法の改正により、「建築士事務所に所属する建築士の変更」が義務付けられました。所属建築士に変更が発生しましたら3ヶ月以内に変更届出書を(一社)大阪府建築士事務所協会【登録グループ】へ提出して下さい。</p> <p>※この所属建築士名簿は変更届とはなりませんので建築士の登録は行いません。ご注意ください。</p>							
計					一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士		3名 1名 名 1名 1名
<p>所属建築士数を記入してください。</p>							

(第五面)

管理建築士による意見の概要

〔記入注意〕

当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。

管理建築士の氏名	建築士事務所の開設者に対して述べられた意見の概要	当該意見が述べられた日
太閤 秀郎	構造設計については外注ではなく梅田さんにさせること。	H31年3月1日

※なければ、「特になし」と記入してください。
※開設者兼管理建築士の方はこの（第五面）を省略してもかまいません。